

第五条 徳島県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和六十年徳島県告示第七百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 次号から第八号までに掲げる登録簿以外の登録簿 徳島県県土整備部建設管理課
- 二 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県徳島県土整備事務所（鳴門支所を除く。）
- 三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県吉野川県土整備事務所
- 四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内（那賀支所の分担区域を除く。）に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所（那賀支所を除く。）

五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所

六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県美波県土整備事務所

七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県美馬県土整備事務所

八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する浄化槽工事業者の登録簿 徳島県三好県土整備事務所

（平成元年徳島県告示第百九十一号の一部改正）

第六条 平成元年徳島県告示第百九十一号（海岸保全区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

「徳島県県土整備部河川整備課及び徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備部河川政策課及び徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

（徳島県解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第七条 徳島県解体工事業者登録簿閲覧規程（平成十三年徳島県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 次号から第八号までに掲げる登録簿以外の登録簿 徳島県県土整備部建設管理課
- 二 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県徳島県土整備事務所（鳴門支所を除く。）

三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県吉野川県土整備事務所

四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内（那賀支所の分担区域を除く。）に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所（那賀支所を除く。）

五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所

六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県美波県土整備事務所

七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県美馬県土整備事務所

八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する解体工事業者の登録簿 徳島県三好県土整備事務所

(平成十八年徳島県告示第三百六十一号の一部改正)

第八条 平成十八年徳島県告示第三百六十一号(建設業法第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件)の一部を次のように改正する。

一から三までを次のように改める。

一 徳島県徳島県土整備事務所の所管区域内(鳴門支所の分担区域を除く。)に主たる営業所を有する建設業者の建設業法第十三条に規定する書類及び同法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿(以下「提出書類等」という。) 徳島県徳島県土整備事務所(鳴門支所を除く。)

二 徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所の分担区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所

三 徳島県吉野川県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県吉野川県土整備事務所

三の次に次のように加える。

四 徳島県阿南県土整備事務所の所管区域内(那賀支所の分担区域を除く。)に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県阿南県土整備事務所(那賀支所を除く。)

五 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所の分担区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県阿南県土整備事務所那賀支所

六 徳島県美波県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県美波県土整備事務所

七 徳島県美馬県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県美馬県土整備事務所

八 徳島県三好県土整備事務所の所管区域内に主たる営業所を有する建設業者の提出書類等 徳島県三好県土整備事務所

(平成二十三年徳島県告示第十三号の一部改正)

第九条 平成二十三年徳島県告示第十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)の一部を次のように改正する。

「鳴門総合サービスセンター」を「徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

(平成二十四年徳島県告示第二百二号等の一部改正)

第十条 次に掲げる告示の規定中「徳島県東部県土整備局徳島庁舎」を「徳島県徳島県土整備事務所」に改める。

一 平成二十四年徳島県告示第二百二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

二 平成三十年徳島県告示第四百十五号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

三 平成三十年徳島県告示第四百十六号(放置等を禁止する区域及び同区域内において

放置等を禁止する物件を指定する件)

四 平成三十一年徳島県告示第百二十号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

五 平成三十一年徳島県告示第百二十一号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

六 平成三十一年徳島県告示第百二十二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

七 平成三十一年徳島県告示第百二十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

八 平成三十一年徳島県告示第百二十四号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

九 令和二年徳島県告示第百六十八号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十 令和二年徳島県告示第百六十九号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十一 令和二年徳島県告示第百七十号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十二 令和二年徳島県告示第百七十一号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十三 令和二年徳島県告示第百七十二号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

十四 令和三年徳島県告示第百二十七号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

(平成二十六年徳島県告示第百六十三号の一部改正)

第十一條 平成二十六年徳島県告示第百六十三号(母子・父子自立支援員の駐在場所及び担当区域を定める件)の一部を次のように改正する。

表徳島県東部保健福祉局の項の項名を「徳島県東部福祉事務所」に改め、同表徳島県南部総合県民局の項の項名を「徳島県南部福祉事務所」に改め、同表徳島県西部総合県民局の項の項名を「徳島県西部福祉事務所」に改める。

(平成三十年徳島県告示第百四十四号及び平成三十一年徳島県告示第百十九号の一部改正)

第十二條 次に掲げる告示の規定中「徳島県東部県土整備局徳島庁舎」を「徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所」に改める。

一 平成三十年徳島県告示第百四十四号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

二 平成三十一年徳島県告示第百十九号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)

(平成三十年徳島県告示第百四十七号等の一部改正)

第十三條 次に掲げる告示の規定中「徳島県南部総合県民局阿南庁舎」を「徳島県阿南県土整備事務所」に改める。

- 一 平成三十年徳島県告示第四百七号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 二 平成三十一年徳島県告示第九十八号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 三 平成三十一年徳島県告示第九十九号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 四 平成三十一年徳島県告示第二百号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 五 令和二年徳島県告示第二百七十三号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 六 令和二年徳島県告示第二百七十四号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）

（平成三十一年徳島県告示第二百二十五号等の一部改正）

第十四条 次に掲げる告示の規定中「徳島県南部総合県民局美波庁舎」を「徳島県美波県土整備事務所」に改める。

- 一 平成三十一年徳島県告示第二百二十五号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 二 平成三十一年徳島県告示第二百二十六号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 三 令和四年徳島県告示第二百十一号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）
- 四 令和五年徳島県告示第三十一号（放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件）

（令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正）

第十五条 令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示を求めることができる保有個人情報を定める件）の一部を次のように改正する。

表狩猟免許試験の項中「受験した試験の場所を所管する徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県徳島農林事務所（徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）」、徳島県阿南農林事務所（徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）又は徳島県美馬農林事務所（徳島県美馬農林事務所及び徳島県三好農林事務所の所管区域内で受験した試験に限る。）に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。